

# 2026年版 人事・労務関連の法改正

副委員長 陣内恒治

2026年以降に施行される人事・労務関連の法改正を中心に、改正の概要と必要な実務対応をまとめました。さらに、現在議論が進められている労働基準法改正に向けた審議ポイントの詳細もまとめました。

2026年の法改正として①子ども・子育て支援金制度の創設②男女間賃金差異と女性管理職比率の公表義務化③高年齢労働者の労働災害防止の推進④障害者の法定雇用率の引き上げ⑤ハラスメント防止を目的とした措置の義務化⑥50人未満の企業における、ストレスチェック実施の義務化と、2027年には、被保険者数50人以下の企業に対して、社会保険の加入対象の拡大があります。



## ①従業員に制度の趣旨と保険料の増加

子育てに関する経済的支援の強化や共働き・共育ての推進などを目的として、2024年10月に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が施行されました。2026年4月1日からは、子ども・子育て支援金制度の創設により、健康保険法に一般保険料率とは別に支援金率が定められ、従業員の給与から控除する健康保険料に子ども・子育て支援金が含まれるようになります。しかし、子ども・子育て支援金は健康保険に加入するすべての従業員の保険料率に加算されるため、毎月の健康保険料は高くなります。見込み額は、全制度平均250円から、2028年には平均450円が加算されていきます。

②常時雇用する労働者の数が101人以上の企業を対象に、男女間賃金差異と女性管理職比率の情報公表が義務付けられます。

③定年延長や再雇用により高年齢労働者が増加するにつれて、労働災害の発生も増えやすくなります。2026年4月施行の労働安全衛生法の改正では、労働災害の防止を目的に、高年齢労働者の特性をふまえた作業環境の改善や作業管理の配慮が企業の努力義務となります。

④すべての事業主は、従業員数の一定割合（法定雇用率）以上の障害者を雇用する義務があります。2026年7月からは法定雇用率が2.7%に引き上げられ、実質的に従業員数37.5人以上の企業は障害者雇用の対象になります。

⑤カスタマーハラスメント問題に関する国、事業主、労働者、顧客の責務が明確化され、企業に雇用管理上の必要な措置を講じることが義務付けられます。事業主が実施すべき具体的な措置の内容は、今後指針で公表される予定です。自社におけるハラスメント防止の方針を明確化して従業員に周知し、ハラスメントを許容しない体制の構築に取り組みます。

⑥現行では50人以上の事業所に義務付けられているストレスチェックの実施が、50人未満の事業所にも拡大されます。

⑦社会保険の適用拡大はこれまで段階的に行われてきましたが、2027年10月より、その対象がさらに拡大されます。現行で社会保険の加入対象となっているのは、以下に該当する労働者です。

- 51人以上の企業で、以下の要件を満たす短時間労働者
- 適用事業所で働く正社員およびパートタイマー

施行年	改正内容	施行日	対象事業者
2026	子ども・子育て支援金制度の増設	4月1日	すべて企業
	男女間賃金差異と女性管理職比率公表義務化	4月1日	101人以上
	高年齢労働者の労働災害防止の推進	4月1日	すべて企業
	ハラスメント防止を目的とする措置の義務化	7月1日	すべて企業
	障害者の法定雇用率の引き上げ	法令日	すべて企業
2027	50人未満の企業、ストレスチェック義務化	法令日	すべて企業
	社会保険の加入対象の拡大	10/1以降	50人以下
2028	雇用保険の加入対象の拡大	10月1日	すべて企業

簡易的にまとめましたが、各行政のホームページや学習会などで、今後の法改正で働き方が変わること把握していきましょう。

# だんけつ

第399号 2026年1月1日

発行 行 1-12-27  
大阪市港区築港 全日本港湾労働組合関西地方大阪支部  
発行責任者 陣内恒治



## 冷静な判断を持って労働運動に突き進む

執行委員長 小林勝彦

新年おめでとうございます。全港湾大阪支部組合員とご家族の皆様方におかれましては、健やかに新年を迎えられますことを心よりお慶び申し上げます。

迎えた2026年は午年（うまどし）です。一般的に知られているのは十二支の「午（うま）」ですが、より正確には本年の干支は「丙午（ひのえうま）」とされます。「丙午の年に生まれた女の子は気性が激しく夫が苦勞する」という迷信があることから、昔は丙午の年に子どもを産むことを避けたり、丙午の年に生まれたことを隠したりといったことが一部で行われていました。こうした言い伝えはあくまでも何の根拠もない時代背景とともに生まれた迷信です。丙は、十干の3番目で「火」の要素を持ち、太陽や明るさ、生命のエネルギーを表すとされています。また馬は、古くから人間とともに生きてきた動物。駿足を持ち、独立心が強く、また人を助けてくれる存在でもあります。そのため丙午（ひのえうま）の年は、「勢いとエネルギーに満ちて、活動的になる」と考えられます。冷静な判断を持ち馬のように俊敏に突き進んで行きましょう。

私たち大阪支部にとって昨年は、「あらゆる食品等、生活必需品の物価高騰に苦しめられた年」でした。一昨年、我々の主食であるお米がスーパーや小売店から姿を消しました。年を開けて並びだされた時には金

額が大幅に値上げされて、物価高騰に苦しむ私たちの家計に大きく響きました。政府は、備蓄米などを緊急流出したものの、流通に時間がかかるお粗末な状況でした。そもそも、米を統制していた食糧管理法が1995年に廃止された後、米の生産量を制御した減反政策の結果が招いた失敗であると言われています。

また、大阪・関西万博は総額14兆円以上の支出に対し、運営費だけの収支計算で、230億円～280億円の黒字だと知事は報道しています。本当にそれだけの黒字があったのであれば、問題になっているパビリオン建設工事費や労働者の未払い賃金の補填に使うべきであり、大阪府・市民の物価対策費に使うべきであると思います。

一方、社会情勢を見てみるとロシアによるウクライ

《2面へつづく》

